

## I 理念・目的・教育目標

慶應義塾大学は、教育・研究を通じて創出される「知識」を社会へ発信することを使命としている。これらの「知識」が生み出す付加価値は、豊かな社会をつくるための原動力であり、その重要性は従来にも増して高まってきている。そのため、慶應義塾大学は、教育・研究のさらなる拡大・活性化を図るとともに、その成果である「知識」の社会への還元を積極的に進めていくこととする。特に公的な支援を受けている研究の成果については、組織的にその取組を強化する。

「知識」が生み出す付加価値を高め、普及を促進するには、研究の独創性を保護し、さらに、事業化を促進する役割を有する「知的財産権」のメカニズムが大きな推進力となる。そのため、慶應義塾大学は、大学で生まれた「知識や知恵」に関する「知的財産権」の取り扱いや活用についての政策を以下のように定める。

ア 慶應義塾大学で創出された産業財産権については次のように取り扱う。

- a. 公的な研究資金、あるいは、大学における特別な研究助成から、大学所属の教職員によって創出された発明等は、大学へ届出なければならない。これらの発明等は大学に帰属できるものとする。
- b. 大学は、届出された発明等について大学に帰属させるものを特定し、その産業財産権としての保護や技術移転を、大学の責任で進める。大学に帰属させないものとなった発明等は、発明者等の個人に返還する。
- c. 大学帰属の発明等が、収入を得た場合は、発明者等、学部、大学で配分する。
- d. 大学、学部配分された資金は、大学の研究の拡大・活性化等に使用する。
- e. 上記の取扱は、民間機関との研究契約において、その成果が大学に帰属するものにも適用する。
- f. 学生・研究員・外部研究者に対しても、契約により上記の取扱を適用する。

イ 慶應義塾大学で創出された著作権については次のように取り扱う。

- a. 論文、音楽、絵画等の伝統的な著作物については、その著作権は創作者個人に帰属する。
- b. 職務著作の著作権は、大学に帰属する。
- c. 公的な研究資金、あるいは、大学における特別な研究助成から、大学所属の教職員によって創出されたソフトウェア、データ・ベースに関する著作物については、その著作権は創作者と大学が共有する。
- d. これらの著作物を創作者が第三者に提供する場合には、創作者は大学に届け出なければならない。
- e. 大学は、第三者への移転に伴う業務を行う。
- f. 大学からの移転によって生じた収入の配分、民間機関との研究協力によって生じたもの、および、学生・研究員・外部研究者が関与したものは産業財産権の取扱に準ずるものとする。

ウ 慶應義塾大学で創出された研究試料については次のように取り扱う。

- a. 公的な研究資金、あるいは、大学における特別な研究助成から、大学所属の教職員によって創出された研究試料については、創作者と大学が共有する。
- b. これらの研究試料を創作者が第三者に提供する場合には、創作者は大学に届け出なければならない。
- c. 大学は第三者への移転に伴う業務を行う。
- d. 大学からの移転によって生じた収入の配分、民間機関との研究協力によって生じたもの、および、学生・研究員・外部研究者等が関与したものは産業財産権の取扱に準ずるものとする。

## II 教育研究組織

## III 教育研究の内容・方法と条件整備

### III-1 教育・研究指導の内容等

#### (1) 教育課程

知的資産センターは慶應義塾で生れた研究成果を社会へ還元するために、慶應義塾大学の技術移転機関として1998年11月に設立されました。技術に関するものだけでなく、電子メディアを始めとし広汎な研究成果を対象とするとともに、新しい事業の創出に資するという意味をこめて「知的資産センター」と名付けられました。

知的資産センターの事業は、研究成果に対する特許保護から始め、技術の移転、起業の支援と段階的に拡充してきました。そして、教職員の熱意と高いポテンシャルをもった研究成果に支えられ、既に数多くの慶應義塾の特許出願が生まれ、技術移転も活発化してきました。

また、知的資産センターは技術移転に密接に関係する知的財産に関する教育・研究も任務としています。

情報技術の劇的な革新に伴い電子メディア、ビジネスモデル特許に代表されるように、知的財産は社会のあらゆる分野に密接に関係してきました。こうした時代の変化に対応していくためには、専攻分野に係わらず知的財産に関する幅広い知識と理解が求められています。

そこで、知的財産に関する教育の一環として、全学部の学生を対象として知的財産全般について基本的な事項の理解を図るため、設置講座を1998年度より開設しました。

具体的な講義内容は下記のとおりです。(2004度)

科目名：知的資産概論－知的財産の保護と活用をめぐる課題－（春学期）

（ナテグリニド特別講座）

コーディネーター 知的資産センター所長（商学部教授） 清水啓助

講義内容：研究活動や創造活動の成果を知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化するという国家戦略が策定され、知的財産に対する関心は高まっています。知的財産には、技術（特許）、デザイン（意匠）、音楽・映画のコンテンツ（著作権）と

いったものがあり、権利の内容や活用法はそれぞれ固有な特色があります。

本講義では、代表的な知的財産の権利保護・活用における現状と課題についての理解を深め、知的財産に関する幅広い知識を得ることを目標とします。

#### 【日程（予定）】

- a 知的財産の新たな時代
- b 特許の仕組み
- c 著作権の仕組み
- d マルチメディアに関する知的財産
- e 知的財産の契約
- f 商標ブランドの価値
- g 知的財産の裁判
- h 著作権処理に関する問題
- i 企業における知的財産戦略
- j 知的財産に関する世界の動向
- k 知的財産の紛争処理
- l ベンチャー・起業の仕組み
- m 技術の移転

なお、講義は外部講師を含め、オムニバス形式で行います。

## IV 研究活動と研究体制の整備

## V 学生の受入れ

## VI 教育研究のための人的体制

## VII 施設・設備等

## VIII 図書館および図書等の資料、学術情報

## IX 社会貢献

### (2) 研究成果の社会への還元

- a 企業との共同研究・受託研究の締結にあたっては、積極的に行い、2003年度も約5億円の研究費の獲得を果たしている。2004年度は、約6億円の収入を見込んでいるが、IPCの収入にはカウントされないが、知財条項が問題となる契約については積極的に関与し、支援す

る体制を強化した。

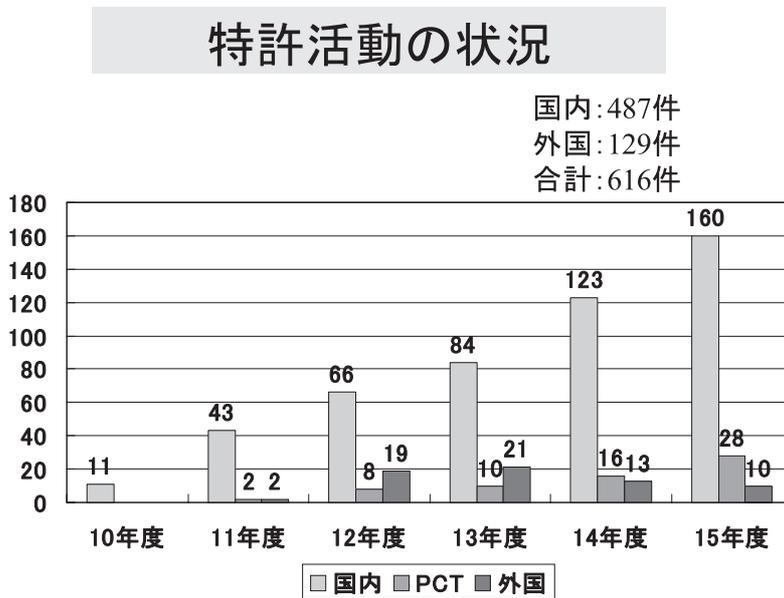
- b 地方自治体・非営利組織と連携し、地方の中小企業とのネットワーク構築、技術移転を図るべく、技術移転フォーラムを2003年度より新設した。各年2箇所で開催予定。

フォーラムでは、慶應義塾の技術の発明者が、その発明についての紹介を行い、出席企業との連携を図る。

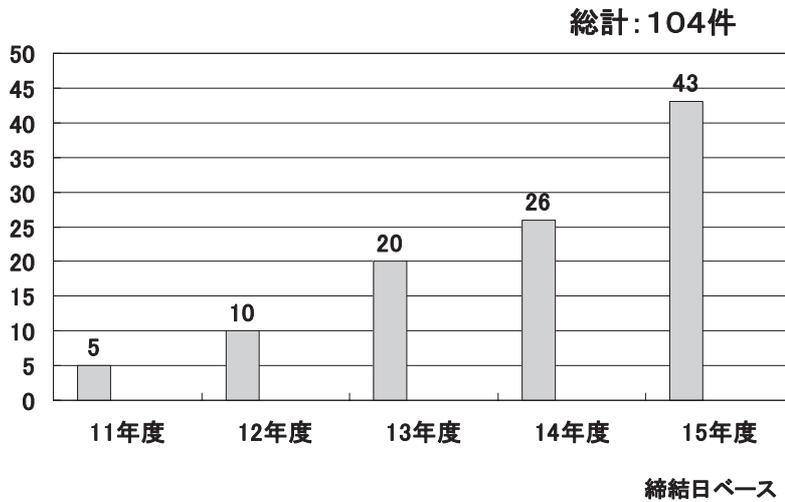
### (3) 特許・技術移転その他知的資産

- a 発明やコンピュータプログラム等の大学で生まれた知的財産の取扱いや、技術移転に関する慶應義塾の規程類が整備され、知財・技術移転を実施する機関として知的資産センターが設立されている。

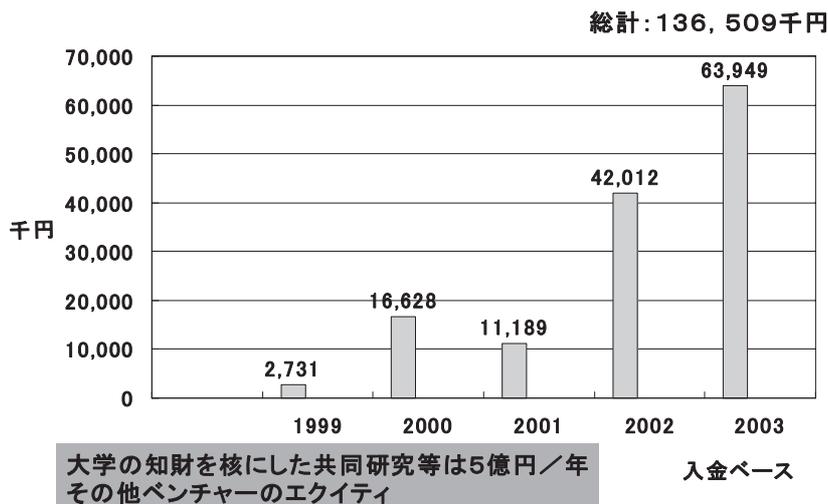
- b 特許出願・技術移転の状況は次のとおりである。



## 技術移転の状況



## 年度別ライセンス収入(単位:千円)



なお、収入については、その配分規定に基づき研究者に還元されている。

- c 大学の知財活動に対する教員等の評価はアンケート調査によると次のとおりである。

## 慶應義塾大学の知財活動に対する教員の評価

### 1 特許や技術移転の相談をした際の対応



### 2 特許出願に関する決定



### 3 発明提案から特許出願までに要した時間



### 4 ライセンス活動に対する評価は



### 5 契約に対する評価は



■ とても満足 ■ 満足 ■ どちらとも言えない ■ やや不満 ■ 不満

d 知財・技術移転活動を強化するため、以下の行動プログラムを推進中である。

#### ・ベンチャー創出支援プログラム

ベンチャーの創出を通じてベンチャーの人材や環境をつくる必要があるとの認識の下、次の活動を展開している。

- 大学の技術シーズに対して事業化のアドバイスを受けるベンチャーフォーラム、
- 大学発のベンチャー企業に大学が出資するアントレプレナー支援資金、
- ベンチャー企業に対する株式や新株予約権での取引

#### ・技術移転促進プログラム

大学の技術の移転先として、中小・中堅企業が重要であるとの経験から、地方におけるこれらの企業との連携を深めるため、地方における慶應義塾の技術説明会を開催している。

#### ・事業化促進プログラム

理論やコンセプトが主体である大学の特許技術に対して、その技術をわかりやすくすることを狙いとし、ソフトウェアの製作や、試作品の作成を行っている。

#### ・共同研究調整プログラム

財団・民間企業との共同研究を促進するため、資金獲得の支援をするとともに、知的財産条項を中心に、共同研究契約の調整や契約支援を行っている。

## (5) 産学連携と倫理規定

産学官連携を進めるべく、2003年10月に塾長を機構長として、総合研究推進機構が設置された。諸規定の作成および改定は、最終的には機構会議の議を経て、大学評議会・常任理事会

で決定されるが、現時点では次のように進捗している。

- a 明取扱規程：知的資産センター運営委員会で改定案作成中。
- b 著作権規程：同上。
- c 対価収入の配分規程：同上。
- d 共同研究・受託研究に関する契約書雛形案：知的資産センター運営委員会で雛形案作成中。
- e 研究成果有体物取扱規程：知的資産センター運営委員会で規程案作成中。
- f 知的財産権調停委員会規程：知的資産センター運営委員会で改定案作成中
- g 倫理規定および利益相反規程案：機構会議で作成中。

## **X 学生生活への配慮**

## **XI 管理運営**

## **XII 財政**

## **XIII 事務組織**

## **XIV 自己点検・評価**

## **XV 卒業生との関わり**

以 上

